

様式 1

申請に対する処分に係る審査基準及び標準処理期間

処 分 の 名 称		売買参加者の承認
根拠条例・規則等名		さいたま市食肉中央卸売市場業務規程
条 項		第 2 2 条 第 1 項
所 管 部 課		経済局 農業政策部 食肉中央卸売市場・と畜場（電話：048-644-2929）
審 査 基 準	基 準 (未設定の場合はその理由)	次に該当するときは、承認しない。 (1) 破産手続開始の決定を受けて復権を得ないものであるとき。 (2) 卸売の相手方として必要な知識及び経験又は資力信用を有しない者であるとき。 (3) 当該申請に係る市場及び取扱品目の部類に属する市場の卸売業者又は卸売業者の役員若しくは、使用人であるとき。 (4) 承認の取消しの日から起算して1年を経過しない者であるとき。
	設定等年月日	平成13年5月1日設定 令和2年6月21日最終改正
標 準 処 理 期 間	期 間 (未設定の場合はその理由)	7日
	設定等年月日	平成13年5月1日設定 年 月 日最終改正
備 考		添付書類 個人の場合 (1)履歴書(2)資産調書(3)住民票抄本(4)市区町村長の発行する身分証明書(5)市長が必要と認める書類(6)誓約書 法人の場合 (1)定款又は規約(2)登記簿謄本(3)貸借対照表(4)財産目録(5)株主、社員又は組合員の名簿(6)役員及び当該法人のため常時売買に参加する者の履歴書(7)誓約書